

医療事故等の公表に関する基準

1. 本基準の目的

当院においては、医療における安全管理の徹底を図り、患者本位の安全で質の高い医療を提供するため、様々な取り組みを実施しているところである。しかるところ、平成27年10月1日より医療法に基づき、医療の安全の確保のための措置の一環として医療事故調査制度が施行された。同制度は WHO ドラフトガイドラインに言うところの「学習を目的としたシステム」であり、非懲罰性・秘匿性などをその特性としている。そこで、本基準では、医療事故等の個別事案の非公表と年度ごとの一括公表を定めるものである。

2. 本基準の用語

本基準で用いられている用語は、次のとおりである。

(1) インシデント

患者の診療やケアにおいて、本来あるべき姿から外れた行為や事態の発生。インシデントには患者に障害の発生しなかったものも含む。

(2) アクシデント

インシデントのうち、その影響に対処するために濃厚な処置や治療を要したものの、患者に永続的な障害や後遺症が残ったもの、患者が死亡したものの。末尾の表に示したレベル 3b 以上のインシデント。

(3) 医療事故

医療法で定めるところの、当院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当院の管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの。医療過誤の有無、アクシデントか否かは問わない。

(4) 医療過誤

民法又は刑法で定めるところの、医療行為又は管理上の過失があるもの。医療事故か否かは問わない。患者に障害の発生しなかったものも含む。

(5) 合併症等

臨床医学で用いられるところの、医療行為に際して二次的に発生し、患者に悪影響を及ぼす事象。なお、合併症には予期できるものと予期できないものがある。合併症以外に、副作用、副反応、併発症、偶発症などの語も用いられるが、これらを合わせて合併症等と言う。

(6) 医療事故等

上記(1)ないし(5)を合わせて、医療事故等と言う。

3. 公表する医療事故等の範囲及び方法

- (1) 医療事故については、当該年度分を一括して公表することができる。
- (2) 一括公表によって患者・家族、医療従事者、個別事案の特定、識別に繋がりうる情報は提供しない。
- (3) インシデント、アクシデント、医療過誤及び合併症等の集計は別に行うものとする。

4. 公表を判断するプロセス

医療事故について、一括公表の内容・方法は、医療安全管理委員会等での意見を踏まえ、当院の管理者が決定する。

5. 公表に当たっての留意点

公表に当たっては、次の事項に十分留意する。

- (1) 患者・家族等への配慮
公表の内容から患者・家族及び医療従事者並びにそれらの行為等が特定、識別されないように個人情報保護をしなければならぬ。
- (2) 医療従事者への配慮
公表の内容・方法が医療従事者個人々人への責任追及に繋がらないようにしなければならない。

6. 本基準の施行

本基準は、公表に関する従来の基準・運用を改め、平成27年10月1日から施行する。

2015年 9月 1日

医療機関 満岡内科・循環器科

院長 満岡渉

レベル	傷害の継続性	傷害の程度	患者さんへの影響
1	なし		・身体には影響がなかった場合
2	一過性	軽度	・観察の強化が必要となったが、処置や治療は要しなかった場合
3 a		中等度	・簡単な処置や治療を要した場合
3 b		高度	・濃厚な処置や治療を要した場合
4 a	永続的	軽度～中等度	・永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合
4 b		中等度～高度	・永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う場合
5	死亡		・死亡した場合